

# 建築の手続き

建築物の安全性などを確保するために、建築物を建てる際には、行政の建築主事または民間の指定確認検査機関による審査や検査を受けなければならないこととなっています。

## ① 建築確認

建築物を建築しようとする人は、都道府県や市町村の建築主事または指定確認検査機関に確認申請書を提出し、建築基準法等の基準に適合していることの審査を受けなければなりません。一定規模以上の建築物は、構造計算適合性判定の申請も必要となります。

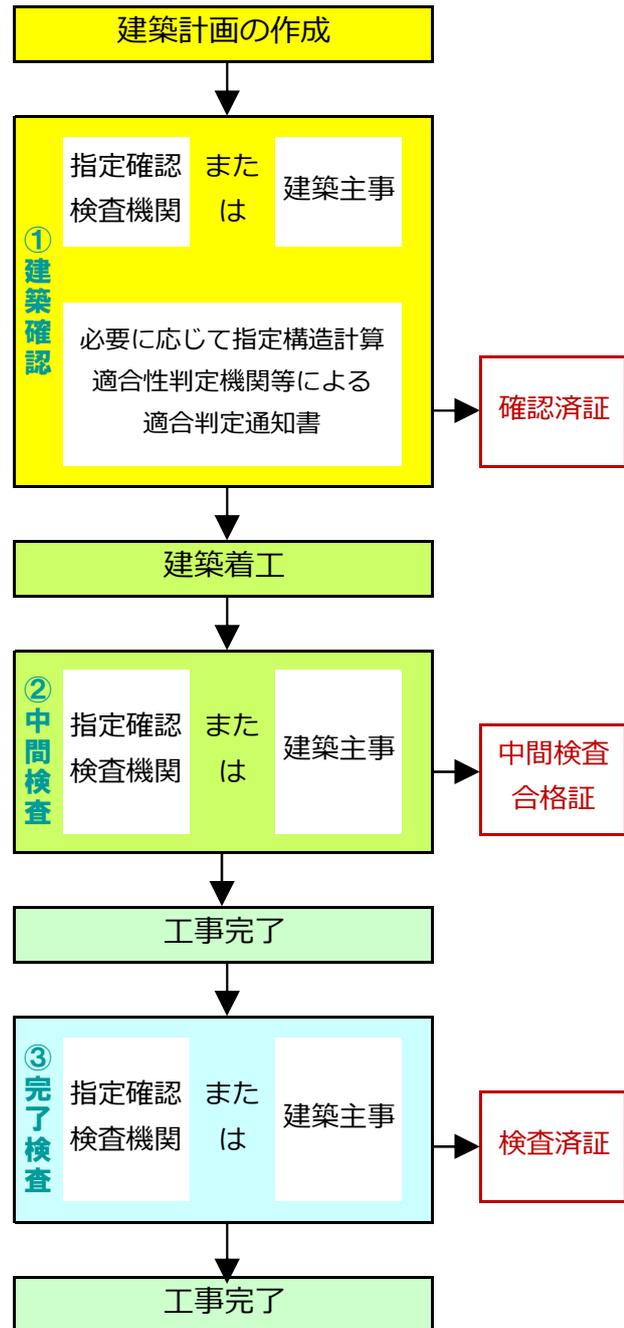
## ② 中間検査

特定工程※を含む建築物については、特定工程が終了した段階で、建築主事や指定確認検査機関の検査を受けなければなりません。

※特定工程…建築基準法第7条の3第1項で定められており、法定化された特定工程と特定行政庁が指定する特定工程があります。

## ③ 完了検査

建築確認を行わなければならない建築物については、工事が完了した段階で、建築主事や指定確認検査機関の検査を受けなければなりません。



## － 構造計算適合性判定について －

高度な構造計算を要する一定規模以上の建築物に対し、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定が義務付けられています。これは、より安全・安心な建築物の建築を目指し、建築主事等が行うチェックに、指定構造計算適合性判定機関等によるチェックを加えた制度です。

平成27年6月1日以降は、建築主が指定構造計算適合性判定機関等に直接申請する制度に改められました。